

2020年3月31日  
日 本 銀 行

「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」の実施日について

日本銀行は、2019年12月18・19日の政策委員会・金融政策決定会合において、「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」の制定を決定しましたが<sup>(注)</sup>、今般、その実施日を2020年4月1日とすることとしましたので、お知らせします。

(注) 詳細については、本ホームページに掲載されている2019年12月19日付の「「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」の制定等について」をご参照ください。

今後、受託者および貸付対象先との間で貸付事務にかかる確認試験を行い、所要の準備が整ったところで、取引を開始します。

以 上

<本件照会先>

金 融 市 場 局      中嶋 (03-3277-1234)  
池田 (03-3277-0055)